

女性と子どもの安全みまもり企業イラスト使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡県内の性犯罪の抑止し、女性と子どもが安全で安心して生活できるまちづくりを推進するため、県と連携して性犯罪の抑止に取り組む「女性と子どもの安全みまもり企業イラスト」(以下、「イラスト」という。)の使用について必要な事項を定めるものである。

(イラストのデザイン)

第2条 前条のイラストのデザインは、別図のとおりとする。

(イラストの使用制限)

第3条 イラストは、福岡県のほか、次の各号に掲げるもの以外は使用することができない。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人その他公益を目的とする組織体
- (2) 女性と子どもの安全みまもり企業
- (3) 新聞、テレビ等の報道機関(報道目的で使用する場合に限る)
- (4) その他知事が認めた者

(イラストの使用方法)

第4条 前条各号に掲げる者は、イラストを無償で使用することができる。ただし、次のような使用をすることはできない。

- (1) 募金活動と結びつけて使用すること
- (2) 提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして使用すること
- (3) 法令や公序良俗に反するような方法で使用すること

2 イラストの色は、原則として別図のとおりとする。ただし、印刷物等の仕様によりそれにより難しい場合は、別途福岡県と協議を行うものとする。

3 図形を変形(縦横比が等しい拡大又は縮小は除く。)して、使用してはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、別途福岡県と協議をして行うものとする。

(苦情の処理)

第5条 イラスト使用者は、その使用に際し、苦情があった場合は責任を持ってその処理に当たらなければならない。

(報告)

第6条 知事は、イラスト使用者に対して、必要に応じてその作成及び使用状況等について報告を求めることができる。

(使用の禁止)

第7条 知事は、第3条各号に掲げるもの以外の者、又は第4条の使用方法に従わずにイラストを使用する者に対して、使用物件の回収を求めるなど必要な処置をとるものとする。

(その他)

第8条 イラストの運用に関する事務は、福岡県人づくり・県民生活部生活安全課において行う。

2 この要領に定めるもののほか、イラストの使用に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成23年11月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(別図)



女性と子どもの安全みまもり企業